

## 児童扶養手当を受給されているみなさん方の就労を支援いたします

茨城県では、児童扶養手当を受給されているみなさん方の自立に向けた就労を支援するため、母子自立支援プログラム策定員が就労の相談をお受けし、個別の状況に応じて就労に向けた計画を策定する「母子自立支援プログラム策定事業」を実施しています。

- ◇内 容 自立目標や支援内容（プログラム）をつくり、必要な情報提供やアドバイスなどの支援をハローワークとともにを行います。
- ◇対 象 児童扶養手当を受給している方で、就労を希望する方。  
(生活保護法による扶助を受けている方は対象になりません)
- ◇申込方法 申込先にご相談ください。児童扶養手当受給者証を持参してください。

### 【申込先・問合せ先】

茨城県福祉相談センター 地域福祉課 ☎029-226-1295  
茨城県 保健福祉部 こども課 ☎029-240-7144

## 平成25年度茨城県職員採用試験実施案内（追加募集）

### ■試験区分、採用予定人数、受験資格

試験区分・職種	採用予定人数	受 験 資 格
事務職 (大学卒)	2名程度	昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業、若しくは平成26年3月31日までに卒業見込みの人
事務職 (短大・高校卒)	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による短期大学又は高等学校を卒業、若しくは平成26年3月31日までに卒業見込みの人（大学卒業を除く）
事務職 (身体障がい者 対象)	2名程度	(下記のすべての要件を満たすことが必要です。) ①昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校以上を卒業、若しくは平成26年3月31日までに卒業見込みの人 ②身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級までの人 ③活字印刷文（文字の大きさ10ポイント）による出題（教養試験、作文試験）に対応できる方 ④自力による通勤ができ、かつ、介助者なしに事務職としての職務の遂行が可能な人
技術職（水道）	1名程度	(下記のすべての要件を満たすことが必要です。) ①昭和58年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校以上を卒業した人 ②茨城県水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第3条の規定のいずれかに該当する人

※平成25年9月に実施した採用試験を受験した人は、応募できません。

受験資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない人
- イ 地方公務員法第16条の欠格事項に該当する人

### ■試験日

- 1次試験 平成26年1月19日（日）予定  
試験会場 茨城県役場  
(茨城県大字小堤1080番地)
- 2次試験 平成26年2月16日（日）予定  
試験会場 茨城県役場  
(茨城県大字小堤1080番地)

### ■受付手続

茨城県役場総務課にある申込用紙に記入のうえ申し込んでください。郵便による申込可。

### ■受験申込み

受験案内や申込用紙の請求は、茨城県役場総務課にお問い合わせください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「受験申込用紙請求」と朱書きし、120円切手を貼った返信用封筒を必ず同封してください。

### ■受付期間

平成25年12月2日（月）～平成25年12月24日（火）  
※郵便の場合は12月23日消印有効

### ■採用

平成26年4月1日（火）

### 【申込み・問合せ先】

〒311-3192 茨城県大字小堤1080番地  
茨城県 総務企画部 総務課 ☎240-7125

## 特定健診受診の勧め

健康増進課から電話をかけさせていただいております

平成25年度後半の健康診査（集団）が始まりました。（詳細は広報紙10月1日号をご覧ください）  
町の健診を受けられるのは年に1回です。自分の身体を知るチャンスを逃さないください！

残念なことに、町の国保加入者の特定健診（40歳～74歳）受診率は横ばいです。毎年受診している方もいらっしゃる一方、ほとんど受診していない方も相当数いらっしゃいます。

町ではみなさまが健康でいきいきと過ごせますよう、健康づくり事業のひとつとして健康診査のご案内を電話や訪問をとおして実施しています。

ご不明な点がありましたら、健康増進課までお問い合わせください。

健康増進課からの発信番号 ☎029-215-8001

(この電話番号が表示されます)

### 平成22年度～24年度 国保特定健診受診率 (%)

	茨城県	県	国
平成22年度	31.9	32.0	32.0
平成23年度	32.1	32.3	32.7
平成24年度	32.3	33.0	

茨城県国民健康保険団体連合会提供



【問合せ先】 健康増進課 ☎240-7134

## 歳末たすけあい事業配分申請のご案内

茨城県社会福祉協議会では、毎年皆さま方からお寄せいただいております共同募金（歳末たすけあい募金）から歳末たすけあい事業を実施いたします。

◇趣 旨 新たな年を迎える時期に、真に支援を必要とする方々を対象に、歳末見舞い金を配分します。

◇対 象 次の①と②の二つの要件を満たし、茨城県社会福祉協議会長が認めた世帯

- ① 10月1日現在で茨城県に居住し、町民税が非課税の世帯
- ② 次のいずれかの世帯に該当すること

対象区分	定 義
要介護4・5のいる世帯	要介護認定4・5をうけた方のいる世帯
要保護世帯	特に経済的に困窮している世帯
一人暮らし高齢者世帯	75歳以上の一人暮らし高齢者世帯
高齢者のみの世帯	世帯員全員が75歳以上の高齢者世帯
高齢者と虚弱者または18歳未満者のみの世帯	75歳以上の高齢者と虚弱者又は18歳未満者のみの世帯（子どもが就労している場合は対象外）
母子・父子世帯	子どもの年齢が18歳未満の世帯（子どもが就労している場合は対象外）
交通遺児世帯	子どもの年齢が18歳未満の世帯（子どもが就労している場合は対象外）
重度障がい児（者）世帯	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・A、精神保健福祉手帳1級を保持している方のいる世帯
準要保護世帯	教育委員会において、準要保護の認定をうけている世帯

※生活保護法による保護を受けている世帯及び配分の対象となる者が施設入所又は長期入院中（6か月以上）の世帯は対象となりません。

◇見 舞 金 1世帯あたり10,000円

◇申請方法 まずは地元の民生委員にご相談ください（申請及び配分は民生委員経由となります）。

◇締 切 11月29日（金）

【問合せ先】 茨城県社会福祉協議会（茨城県総合福祉センター「ゆうゆう館」内） ☎292-7141